

ふじのふもとまちづくりファンド 有限責任事業組合の設立について

富士信用金庫では、MINTO機構のマネジメント型まちづくりファンドの枠組みを活用して、本年3月に富士市の中心市街地活性化に寄与することを目的とした、まちづくりファンドを設立いたしました。

平成31年4月

ふじのふもとまちづくりファンドの概要

ファンドの目的

- ・富士市の中心市街地の価値向上を目的とした民間まちづくり事業への出資又は社債の取得

出資金

- ・富士信用金庫 20百万円
- ・一般財団法人 民間都市開発推進機構 20百万円

所在地

- ・静岡県富士市青島町212番地

組合員

- ・富士信用金庫
- ・一般財団法人 民間都市開発推進機構

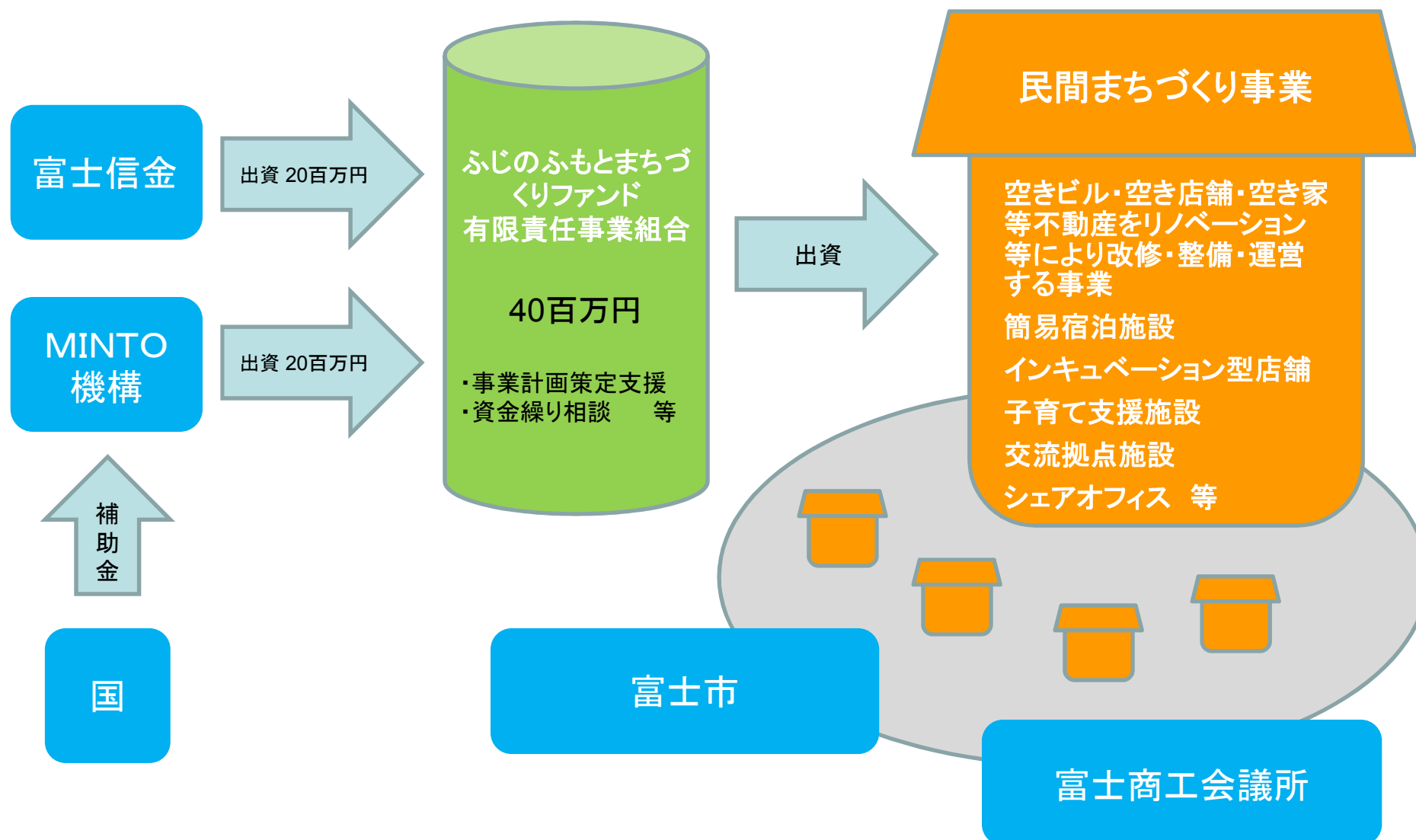
存続期間

- ・20年(2038年7月31日まで)
- ・個別の投資案件の投資期間は10年

投資対象案件

- ・空きビル、空き店舗、空き家等をリノベーション等により活用し、飲食施設、物販施設、宿泊施設などを整備運営することで新たなにぎわい、回遊性を創出し地域の課題解決に取り組む事業を対象とする

ふじのふもとまちづくりファンドの運営の仕組み



ふじのふもとまちづくりファンドの投資先について

投資対象エリア

- 富士市の中心市街地として定められている富士駅周辺地区及び吉原地区並びにその周辺地区

投資選定基準

- 投資対象エリアの価値向上を図りつつ、その課題解決に資する民間まちづくり事業であること
- 出資による投資を行う場合は、当該出資を受けた後おおねむ5年以内に当該対象事業から配当を行うことが確実であると見込まれること
- 投資の回収期間については最長10年を目途とすること
ただし、回収期間は本組合の存続期間を超えないこと

投資方法・限度額

- 民間まちづくり事業のみを目的とする会社に出資、又は社債の取得を行う
- 出資の上限は、当該出資を受けた後の対象事業者の資本の額の3分の2又は対象事業の総事業費の3分の2のいずれか少ない額を限度とする
- 社債を取得する額は、対象事業の総事業費の3分の2を限度とする

ふじのふもとまちづくりファンドの投資条件について

1, 投資選定基準を
満たすこと

2, 富士地区の課題
解決に資する事業
であること

ご利用にあたっての条件

3, 資金使途が建物等の
整備に関するもので
あること

1, 2, 3全項目について
確認いたします

ふじのふもとまちづくりファンドを利用してみませんか？

投資決定につきましても取り組む事業の**事業性・継続性**が最も重視されます。

事業計画・資金計画等のご相談につきましては当金庫担当者がサポート致します。

当まちづくりファンド利用に関心のある方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ先)

富士信用金庫 融資部地域支援課

TEL 0545-53-4596

Mail yuushi@fuji-shinkin.jp